

福岡市公園愛護会制度実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、公園管理の適正化、及び地域住民の公共施設に対する愛護思想の高揚を図ることを目的とし、公園において自発的に除草・清掃等の維持管理活動（以下「公園愛護活動」という。）を行う公園愛護会制度について定めるもの。

（定義）

第2条 この要綱において「公園等」とは、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園及びこれに準ずる公園であって、本市が管理するものをいう。

2 この要綱において「公園愛護会」とは、公園等において公園愛護活動を行うことを目的とし、町内会・自治会等の団体で構成され、次条第1項の規定により市長の承認を受けたものをいう。

（公園愛護会の設立）

第3条 公園愛護会を設立しようとする者は、活動対象の公園を定め、公園愛護会設立申請書（様式第1号）を市長に提出し、その承認を受けるものとする。

2 前項の承認は、一つの公園に一つの公園愛護会を基本として行うものとする。ただし次の各号に掲げる場合は、複数設立することも可能とする。

（1）緑道などの延長距離が長い公園や、近隣公園などの面積の広い公園、あるいは複数の町内にまたがっている公園などで、一公園愛護会ではその活動に支障をきたす場合。

（2）基本活動を行う公園愛護会が行わない選択活動を、他の公園愛護会が行う場合。

3 公園愛護会を設立しようとする者は、近隣公園以上の公園については当該公園の所在する全ての校区の自治協議会、街区公園以下の公園については当該公園の所在する全ての自治会もしくは町内会の同意を得なければならない。

4 市長は、第1項の規定により公園愛護会の設立を承認したときは、公園愛護会設立承認書（様式第2号）を、当該申請者に交付するものとする。

5 市長は、申請者が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）もしくは暴力団員と密接な関係を有するものであるときは設立を承認しない。

（公園愛護会の名称）

第4条 公園愛護会は、愛護会名称中に公園愛護活動の対象となる公園名を用いるものとする。ただし、複数の公園を愛護活動対象として設立する場合及び市長がこれにより難い事情があると認める場合は、この限りでない。

（変更届の提出）

第5条 公園愛護会は、公園愛護会設立申請書により届け出ている内容に変更が生じたときは、公園愛護会変更届（様式第3号）により市長に届け出るものとする。

（解散届の提出）

第6条 公園愛護会は活動を取りやめる日の1か月前までに公園愛護会解散届（様式第4号）により市長に届け出なければならない。

（承認の取消）

第7条 市長は次の各号のいずれかに該当する場合は、公園愛護会設立の承認を取り消すことができる。

(1) 設立申請の内容や報告の内容に虚偽が認められた場合

(2) 公園愛護会として適当でないと認められる場合

2 公園愛護会設立の承認の取消は、代表者に対し理由を付してその旨を通知することによって行うものとする。

(公園愛護会の活動内容)

第8条 公園愛護会は、活動対象の公園で「基本活動」に加え、「選択活動」を選択して活動を行うことができる。

2 「基本活動」とは、次の各号に掲げる活動とする。

(1) 公園の除草・清掃を月1回以上実施すること。

(2) 公園の公園施設の調査点検を月1回以上実施すること。

(3) 公園の利用者に対し、利用上の注意・指導を実施すること。

3 「選択活動」とは、次の各号に掲げる活動とする。

(1) 公園の樹木管理（中低木刈込）

(2) 公園の除草管理（機械除草等）

(3) 公園の便所清掃

(公園愛護活動計画書の提出)

第9条 公園愛護会は、設立の承認を受けた時、及びそれ以後においては毎事業年度、市長が指定する日までに、公園愛護活動計画書（様式第5号）を市長に提出するものとする。

2 公園愛護活動の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(公園愛護活動報告書の提出)

第10条 公園愛護会は、基本活動又は選択活動を実施した場合、速やかに公園愛護活動報告書（様式第6号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項に規定するもののほか必要と認めた場合には、公園愛護会に対し、その活動の実績内容等について報告を求め、又は指示することができる。

(安全の確保)

第11条 公園愛護会は、自らの責任において活動を行い、事故等が発生しないよう安全の確保に努めなければならない。

2 市長は、公園愛護会の安全の確保のために必要があると認める場合は、当該公園愛護会に活動を停止するように指示することができる。

(報償金の交付)

第12条 市長は、愛護活動の円滑な運営を図るため、公園愛護会に対し報償金を交付することができる。

(報償金の額)

第13条 報償金の額は、別表1及び別表2に定める額とする。

(報償金の交付申請)

第14条 第12条の規定により報償金の交付を受けようとする公園愛護会は、毎事業年度末において市長が指定する日までに公園愛護活動報償金交付申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。ただし、選択活動について、当該事業年度の4月から9月までの間（以下「前期」という。）、10月から3月までの間（以下「後期」という。）毎に報償金の交付を受けようとする場合は、前期末及び後期末において市長が指定する日までに提出しなければならない。

（報償金の交付）

第15条 市長は、前条の申請があったときは必要な調査を行い、適当と認めた場合には報償金の交付を行うものとする。

2 報償金の交付額は、次の各号に定めるところにより算定する。

- （1）年度途中から公園愛護活動を開始した場合、年度途中で活動を止めた場合、又は年度途中で活動を行わない月があった場合（第11条第2項に基づく場合も含む。）は、活動月数に応じて月割りにより算定する。
- （2）活動を開始若しくはとりやめた月が要件を満たさない場合、又は年度途中で活動を行わない月があった場合は、その月は報償金の交付対象としない。
- （3）算定した額に百円未満の端数がある場合は、切り上げる。
- （4）報償金の交付額は、一つの公園愛護会が複数の公園で活動を行った場合は公園毎に算定し、同一公園で複数の公園愛護会が活動した場合は公園愛護会毎に算定する。

（報償金交付時期）

第16条 報償金の交付時期は、事業年度終了後とする。ただし、選択活動に対する報償金の交付時期は、前期又は後期の事業終了後毎とすることができる。

（交付決定の取消し）

第17条 市長は、報償金の交付を受けた公園愛護会が、次の各号のいずれかに該当するときは、報償金交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）虚偽その他不正の手段により報償金の交付を受けたとき。
- （2）この要綱の規定に違反したとき。
- （3）暴力団又は暴力団員もしくは暴力団員と密接な関係を有するものであることが判明したとき。

2 前項の規定は、報償金の額の確定があった後においても、適用があるものとする。

（報償金の返還）

第18条 前条の規定による報償金交付の決定の全部又は一部の取消しを受けた公園愛護会は、交付を受けた報償金を速やかに市長に返還しなければならない。

（公園愛護会のサポート等の活動を行う団体）

第19条 市長は、公園愛護会のサポート等の活動を行う団体を募集することができる。

2 募集に必要な事項は別に定める。

（雑則）

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

1 この要綱は、昭和52年4月1日から実施する。

2 福岡市児童公園愛護報償金交付要綱（昭和44年7月1日実施）は、廃止する。

附則

この改正要綱は、昭和53年4月1日から施行する。

附則

この改正要綱は、昭和54年4月1日から施行する。

附則

この改正要綱は、昭和55年4月1日から施行する。

附則

この改正要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

附則

この改正要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

附則

この改正要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附則

この改正要綱は、平成12年1月1日から施行する。

附則

1 この改正要綱は、平成20年10月1日から施行する。

2 この改正要綱は、平成20年4月1日からの愛護活動に適用する。

附則

この改正要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

1 この改正要綱は、令和2年4月1日から施行する。

2 地域内連携公園管理事業報償金交付要綱（平成21年4月1日実施）は、廃止する。

附則

この改正要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この改正要綱は、令和5年2月1日から施行する。

附則

この改正要綱は、令和7年1月1日から施行する。

附則

この改正要綱は、令和7年4月23日から施行する。

別表 1

(単位：円)

基本活動	愛護活動対象面積	1,000 ㎡未満	1,000 ㎡ ～2,000 ㎡未満	2,000 ㎡ ～3,000 ㎡未満	3,000 ㎡ ～4,000 ㎡未満	4,000 ㎡ ～6,000 ㎡未満	6,000 ㎡ ～8,000 ㎡未満	8,000 ㎡ ～10,000 ㎡未満	10,000 ㎡以上
	報償金の額 (年額)	28,000	30,000	32,000	34,000	36,000	38,000	40,000	42,000

別表 2

(単位：円)

選択活動	樹木管理 (中低木刈込)	延べ 作業面積	50 ㎡未満	50 ㎡～ 100 ㎡未満	100 ㎡～ 150 ㎡未満	150 ㎡～ 200 ㎡未満	200 ㎡以上
		報償金の額 (年額)	3,000	8,000	13,000	18,000	23,000
	芝生等除草 (機械刈等)	延べ 作業面積	1,000 ㎡未満	1,000 ㎡ ～1,500 ㎡	1,500 ㎡ ～2,000 ㎡	2,000 ㎡ ～2,500 ㎡	2,500 ㎡以上
		報償金の額 (年額)	30,000	40,000	50,000	60,000	65,000
	便所清掃	作業頻度	週1回	週2回以上			
		報償金の額 (年額)	50,000	100,000			

備考

- 芝生等除草作業を実施する公園愛護会は、当該作業を年間2回以上実施すること。
- 芝生等除草作業の延べ作業面積を算出するにあたっては、当該作業の実施回数は年間3回を上限とする。